

北九州市景観計画(変更案)に対する市民意見と市の考え方

意見内容	対応方向
ア 変更案の趣旨や内容に賛意や共感を示す意見	A 追加、修正あり
イ 変更案に対する表現の改善や内容の修正を求める意見	B 追加、修正なし
ウ その他(景観施策全般に関する意見)	C その他(要望、提案、掲載済み)

1 景観計画の構成や表現など全般に関する意見(8件)

番号	意見の概要	市の考え方と修正内容	意見内容	対応方向
1	P5:「2-5 関門景観形成地域」の説明文2段落目は、「そのうち、～うち～」とあるため、分かりにくい文章になっている。	P5:2-5 関門景観形成地域 3行目修正 修正前「そのうち、関門海峡に面し…」 修正後「関門海峡に面し…」	イ	A
2	P5:「2-3 臨海部産業景観形成誘導地域」、「2-4 北九州空港周辺景観形成誘導地域」がまとめられているが、このタイトルであれば解説文を分けた方が良い。 特に、2つめの◇は、「北九州空港周辺景観形成誘導地域」の修飾が不明確で分かりにくい。 なお、P7の届出除外の地域地区の名称ともことなるため、どちらかに統一した方が良い。	P5:2-3 臨海部産業景観形成誘導地域 2-4 北九州空港周辺景観形成誘導地域 4行目ほか修正 修正前「『臨海部産業景観形成誘導地域』、『北九州空港周辺景観形成誘導地域』」 修正後「北九州空港周辺景観形成誘導地域」の説明として「自然豊かな景観を保全し、空の玄関口の景観形成を推進する地域」を加えて当該箇所を修正。	イ	A
3	ハード面の景観も大事だが、今後は、イルミネーション等ソフト面の景観づくりについても、具体的な指標があれば、より良いと思う。	イベント(催事)や季節限定のイルミネーションは景観形成の要素ですが、指標の設定についてはその有効性等に課題があると考えています。	イ	B
4	景観形成基準の項目を選出している目的のほとんどは、大きな通りからみた統一性、連続性の確保に終始しており、北九州市が目指すべき都市の在り方を提示するものになっていない。 「良好な景観の形成」が都市にどのように影響し、北九州市という街をどのように変えていくのか、そのような議論の結果を反映させるべきではないか。	本市が目指す景観形成については、「北九州市景観づくりマスタープラン」において、景観づくりの目標、景観特性に基づいたゾーン毎に景観形成の基本方針を示しています。 なお、本景観計画は、基本方針の実現に向け、景観法に基づく「景観計画の区域」や「景観形成基準」を定めるものです。	イ	C
5	各景観形成基準が明瞭になり、まとめ方などが分かりやすくなった。	景観形成基準は、数字で表すことが難しく定性基準が多くありますが、今回の変更では、具体的に対象の建築の部分に明記し、設計上配慮すべき例示の記載に努め、市民や設計者に理解されやすい基準となるように変更を行いました。	ア	C
6				
7				
8				

意見内容 ア 変更案の趣旨や内容に賛意や共感を示す意見 イ 変更案に対する表現の改善や内容の修正を求める意見 ウ その他(景観施策全般に関する意見)	対応方向 A 追加、修正あり B 追加、修正なし C その他(要望、提案、反映済み)
---	---

2 区域に関する意見(8件)

番号	意見の概要	市の考え方と修正内容	意見内容	対応方向
9	P17: J R小倉駅の南側に矢印で示している道路が、モノレールのホームまで入っているような絵になっているが、モノレール周辺の空間も区域内となっているのか。なお、屋外広告物の事前協議の対象となるのか。	P17:「景観重点整備地区」の区域が不明瞭であったため、区域図の表記を修正します。 また、モノレール駅周辺の小倉駅公共連絡通路内については、屋外広告物条例では屋内とみなされ許可申請の対象外となっています。	イ	A
10	P75-86: 臨海部産業景観形成誘導地域の対象区域の凡例に地区名も記載した方が良い。	P75-86: 区域図 凡例修正 修正前「景観形成誘導地域」 修正後「臨海部産業景観形成誘導地域」 P87 区域図 凡例修正 修正前「景観形成誘導地域」 修正後「北九州空港周辺景観形成誘導地域」	イ	A
11	P11: 景観重点整備地区門司港地区の対象区域は、凡例に「～国道3号及び県道門司東本町線の東側～」とあるため、東側がどちらなのか分かりやすいように、方位を記載した方が良い。	本計画に掲載している地図は、北を上とする一般的な表記としているため、方位の記載は行っていません。	イ	B
12	P11: 国道3号と門司港商店街区域間の地域において、敷地形状次第では区域外になるため、門司港商店街区域の矢印で示す道路の海側は、面的に区域設定をした方が良いと思う。	当該地域は、幹線道路等の主な公共空間からの景観誘導を図ることを目的としているため、道路に面する敷地の建築物を対象としています。	イ	B
13	P23: 景観重点整備地区(下曾根地区)の対象区域について、門司行橋線から線路敷までは面的な区域設定の方が良い。	景観重点整備地区(下曾根地区)の「駅前通り区域」は、JR下曾根駅および主要幹線道路からの景観誘導を目的としているため、面的な区域設定とはしていません。	イ	B
14	P35: 八幡駅前の対象区域の範囲が不明確である。八幡停車場線の端部までなのか、その先のいわゆる駅前広場を含むのか、分かりにくい。	凡例の矢印で示す道路に接する敷地を対象とし、駅前広場は対象道路の一部であるため、対象区域です。	イ	B
15	P41: 「ミューズパーク区域」、「アーバンレジデンス区域」は、区域の名称として分かりにくい。	他の計画から引用した名称で、すでに定着していることから、現行の景観計画と同じ区域名称としています。	イ	B
16	P57: 折尾駅まちなみ形成区域で折尾駅周辺区域側の敷地については、すべて対象区域となるように面指定した方が良い。	折尾駅周辺区域と折尾駅まちなみ形成区域の境界は、都市計画道路端を基本として設定しているため指摘箇所については対象区域内となっています。	イ	C

意見内容

ア 変更案の趣旨や内容に賛意や共感を示す意見

イ 変更案に対する表現の改善や内容の修正を求める意見

ウ その他(景観施策全般に関する意見)

3 景観形成基準に関する意見 (25 件)

番号	意見の概要	市の考え方と修正内容	意見内容	対応方向
17	P8 ほか：アクセントカラーについて、景観計画区域、景観重点整備地区（一部を除く）、北九州空港周辺景観形成誘導地域においては、マンセル値の範囲が明記されていないが、配色により判断するのか、メインカラー以外をアクセントカラーとするのか分からない。	建築物の色彩のうち強調色として使用される色彩をアクセントカラーとしています。色彩基準は特に設けていませんが、使用面積割合の上限を設けることで景観誘導を図っています。	イ	B
18	P7:表の最下位に、届出対象から除く地域地区を記載しているが、景観計画区域の景観形成基準は守る必要があるため、その旨も記載した方が良い。	景観計画の区域内で建築等の際には、届出の有無にかかわらず、景観形成基準に適合するようホームページ等で周知を行っていきます。	イ	B
19	P8 ほか：壁面位置の景観形成基準として「周囲の基調を確認し、～」とあるが、すべてにおいて共通した行為であり、基準ではなく、必要ないと思う。	壁面位置は、官民境界の位置で揃う場合や一定距離を後退する場合などがあり、周囲の基調を確認し壁面位置を決定する必要性があることから、記載しています。	イ	B
20	P8 ほか：意匠の景観形成基準に「～形態、意匠～」とあるが、「～形態・意匠～」とした方が、修飾語が意匠にもかかることが明確になると思う。	一般的に「、」を使用していることから現行のとおりとします。	イ	B
21	P9 ほか：ベランダ・バルコニーの景観形成基準に「強調する色彩」とあるが、アクセントカラーとの定義分けがどのようなになっているか分かりにくい。	当該景観形成基準はベランダやバルコニーに強調する色彩を用いないようにするもので、アクセントカラーとの直接的な関連はありません。	イ	B
22	P9 ほか：緑化の景観形成基準に、「既存の樹木等の保存に努める」という基準を追加して欲しい。	既存樹木等の保存も含めた景観形成基準としています。	イ	B
23	P13:屋根・屋上の色彩の景観形成基準の中で「関門景観形成地域」のどの地区の基準かわかりにくい。	P15 に表を記載しており、門司港レトロ地区の基準となります。	イ	B
24	P14:屋根・屋上の緑化の景観形成基準に「～緑化に配慮する。」とあるが、どういうことなのか分かりにくい。	建築物の緑化は良好な景観形成に有効な手法の一つであり、今回眺望景観向上の観点から、中高層建築物等の屋上緑化を推進する基準を設けたものです。	イ	B

意見内容 ア 変更案の趣旨や内容に賛意や共感を示す意見 イ 変更案に対する表現の改善や内容の修正を求める意見 ウ その他(景観施策全般に関する意見)	対応方向 A 追加、修正あり B 追加、修正なし C その他(要望、提案、反映済み)
---	---

3 景観形成基準に関する意見(25件) 続き

番号	意見の概要	市の考え方と修正内容	意見内容	対応方向
25	P15:「魅力的な夜間景観の創出」の景観形成基準として、「～色温度や照度を協調させるように努める」とあるが、協調させる対象が分かりにくい。 また、協調させる対象が周囲の基調ということであれば、協調させることが「魅力的な夜間景観の創出」に繋がるということが想像しにくい。	夜間景観の向上のため、照明の「色温度」「照度」を周囲と同程度に協調させ、統一感のある光環境づくりを行うことが重要であることから、当該基準を設けています。	イ	B
26	P15:擁壁の圧迫感のない構造の景観形成基準に「～、周辺との景観調和に努める。」とあるが、他の箇所では、「周辺景観との調和」という表現になっているため、表現を統一した方が良い。	原則的に表現を統一することとしていますが、当該箇所は現行の表記を採用します。	イ	B
27	P24:下曾根地区における共通事項の「景観資源との協調」については景観形成基準がないが、景観計画区域の景観形成基準と同じ内容を記載している箇所が多いため、統一させた方が良い。	当該地区では、比較的新しいまちなみで構成され、地区の基調となる歴史的建造物等の具体的な景観資源が認知されていないことから、当該基準を設けていません。	イ	B
28	P24:景観形成基準として「山の稜線などの背景やまちなみから突出しない高さとする。」とあるが、イメージとあまりにも合致しないため、どちらかの調整が必要だと思う。 個人的には、曾根地区における山の稜線に対する配慮はなくても良いかと思う。あっても、貫山への眺望の配慮ぐらいで良いと思う。	「山の稜線などの背景やまちなみから突出しない高さとする」との基準は、全地区共通の基準表現であり、「山の稜線」は建築物等の背景となるものの例示であるため、当該地区の具体的な山を示しているものではありません。	イ	B
29	P70:臨海部産業景観形成誘導地域には、比較的大規模の工場等が多いため、壁面位置やスカイラインについての景観形成基準はなくても良いと思う。	良好な景観形成のための一般的な配慮事項であり、臨海部産業景観誘導地域においても有効な基準で、必要と判断しています。	イ	B
30	P73:臨海部産業景観形成誘導地域に尾根はないと思うので、工作物の配置についての、当該基準は必要ないと思う。	当該地域においては、丘陵地を含む地区もあるため、当該基準は必要と判断しています。	イ	B
31	P74:臨海部産業景観形成誘導地域のイメージに煙突やクレーンが少しはあった方が良くと思う。	景観誘導のイメージパースは現地写真をベースとして、景観計画による誘導が今後図られた場合を想定して作成しています。	イ	B

意見内容

ア 変更案の趣旨や内容に賛意や共感を示す意見

イ 変更案に対する表現の改善や内容の修正を求める意見

ウ その他(景観施策全般に関する意見)

3 景観形成基準に関する意見 (25 件) 続き

番号	意見の概要	市の考え方と修正内容	意見内容	対応方向
32	P75:彩度1以下という色彩基準(特に外壁)は、フェリーターミナルがあることから少し厳しすぎる。	現行の基準であり、運用の中でも特に問題は生じていません。今後、課題等が発生した場合は、順次見直し検討を行います。	イ	B
33	P88:北九州空港周辺景観形成誘導地域の景観形成基準は、京築広域景観計画の景観重点整備地区の景観形成基準と異なった基準になっているが、空港の南北で同じ基準にした方が良いと思う。	主要な基準は同等であり、全てを同一基準とする予定はありませんが、良好な広域景観の形成を図れるよう今後も関係機関との調整を図っていきます。	イ	B
34	P108:臨海部産業景観形成誘導地域における屋外広告物の行為の制限がどうなっているのか分かりづらい。景観計画区域の行為の制限が適用されるなら、何かしら表記があった方が良い。	当該地域の基準については、景観計画区域の基準が適用となります。	イ	B
35	門司港地区や若松地区、木屋瀬地区など、まちなみ形成要素に歴史が含まれる場合に色彩や看板等の規制を行う事は理解できるが、商業地区等で賑わいを求めるエリアでの規制は、企業カラー等の視点から、もっと緩い規制若しくは規制なしであって良いのではないか。緩い規制であっても企業にとってはハードルと感じる。	良好なまちなみづくりのため、屋外広告物等の大きさや情報量等に配慮して良質なデザインを行うことは、その効果を高める上でも有効であると考えています。 今後も景観法に基づく届出や、屋外広告物のデザイン協議を通じ、良好なまちなみ形成に寄与するよう取り組んでいきます。	イ	B

意見内容 ア 変更案の趣旨や内容に賛意や共感を示す意見 イ 変更案に対する表現の改善や内容の修正を求める意見 ウ その他(景観施策全般に関する意見)	対応方向 A 追加、修正あり B 追加、修正なし C その他(要望、提案、反映済み)
---	---

3 景観形成基準に関する意見(25件) 続き

番号	意見の概要	市の考え方と修正内容	意見内容	対応方向
36	<p>P108 ほか：屋外広告物について、街なかの繁華街と住宅地で、基準が一本化されているということに違和感がある。</p> <p>居住地域では、色だけでなく、サイズ、規格、等の基準をある程度厳しくしてもかまわないと思うし、逆に、賑わいや活性化を目指すエリアは、安全を確保する事を第一義としてとらえて、色彩、表現などに関しては「フリー」とする。といったエリア別メリハリがあってしかるべき。</p>	<p>屋外広告物の表示等の行為の制限については、市域全域を対象とする景観計画区域において、基本となる基準を定め、景観重点整備地区や関門景観形成地域等において地域地区の特性を踏まえた追加補足となる基準を定めています。</p> <p>ご意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>	イ	B
37	<p>P108 ほか：色彩について「基調色・彩度 10 以下」という変更案が示されているが、「第 4 章 屋外広告物の表示等に関する行為の制限に関する事項」の表示内容には「視認性の高いレイアウトに努める」と示されている。</p> <p>彩度 10 以下というのは、端的に言って「薄めの色」「ちょっと濁った色」ということになり、視認性に疑問符が付く場合もある。</p> <p>サイン業界が製作の際に使用するシート素材も「濁った色」や「薄めの色」のラインナップは少ないのが現状である。</p> <p>「建築物」と「サイン」の目的・役割の違い。「視認性」と「彩度」の関連。等々を複合的に判断しながらメリハリのある色彩基準の設定を検討してほしい。</p>	<p>屋外広告物の基調色の色彩基準は、北九州広告美術業協同組合との勉強を重ねて、平成 23 年(2011 年)策定の「屋外広告物の手引(デザイン編)」に示したもので、屋外広告物条例に基づくデザイン協議の目標値として運用してきたものです。</p> <p>学術的にもマンセル表色系の彩度 10 超の色彩は、鮮やかな色(高彩度色)とされ、屋外広告物の文字や情報の背景となる基調色の色彩には望ましくないと考えています。</p> <p>また、視認性の高いレイアウトとは、色彩だけではなく、広告の適正な情報量や配置に配慮した良質で広告効果の高いデザインによって、視認性の高いデザインとすることを意図した基準です。</p>	イ	B

意見内容 ア 変更案の趣旨や内容に賛意や共感を示す意見 イ 変更案に対する表現の改善や内容の修正を求める意見 ウ その他(景観施策全般に関する意見)	対応方向 A 追加、修正あり B 追加、修正なし C その他(要望、提案、反映済み)
---	---

3 景観形成基準に関する意見(25件) 続き

番号	意見の概要	市の考え方と修正内容	意見内容	対応方向
38	北九州市景観計画(変更案)では、ほぼ全地区に夜間景観の項目が追加されている。ライトアップは、夜間の景観形成だけでなく、安全安心のまちづくりに寄与するものであるため、景観重点整備地区等の良好な夜間景観の形成や、賑わいづくりが推進されることを期待する。	現在、夜間景観の魅力向上に取り組んでおり、今回の変更において新たに景観形成基準に夜間景観の形成に関する基準を加えたところです。 今後は、景観法に基づく届出協議においても、魅力ある夜間景観の形成が図れるよう協議を行っていきます。	ア	C
39	景観重点整備地区における行為の制限等については例えば門司港地区であれば、歴史的建造物などに配慮するように基準が定められているなど、その場所に即した具体的な条件が提示されている。その他地区においても、若戸大橋、皿倉山、東田第一高炉跡、などの印象的な基準がある。 一方、小倉都心地区に対する具体的な提案が明確でないことはこの変更案に限らず、本市における今後の重要な課題であると感じた。	景観重点整備地区(小倉都心地区)は、地区の景観形成の目標に「国際性、繁華性、歴史性など豊かな都市の表情を持つまち」と掲げているとおり、多様な景観資源を生かした市街地景観の形成を図っていく地区であると考えています。	イ	C
40 41	イメージの解説や写真の多用により、景観形成基準の説明を充実させた方が良い。	景観形成基準は、建築等の専門的な部分もあるため、市民の方がイメージしやすいよう、基準のうち、主に影響の大きなものや配慮しやすい基準などの解説を加えた「景観誘導後のイメージ」を各地区で作成しています。	イ	C

意見内容 ア 変更案の趣旨や内容に賛意や共感を示す意見 イ 変更案に対する表現の改善や内容の修正を求める意見 ウ その他(景観施策全般に関する意見)	対応方向 A 追加、修正あり B 追加、修正なし C その他(要望、提案、反映済み)
---	---

4 景観施策全般に関する意見(8件)

番号	意見の概要	市の考え方と修正内容	意見内容	対応方向
42	小倉都心のうち、小倉駅周辺、勝山公園・市役所・小倉城周辺、リバーウォーク・西小倉駅周辺の景観は、30年前に比べて大変良くなったが、魚町商店街周辺はよく言えばにぎわいがあり悪く言えばごちゃごちゃしている。	本市では、昭和59年の都市景観条例施行以降、良好なまちなみ形成に取り組んできました。今後も市民や事業者理解と協力が得られるよう「北九州市景観づくりマスタープラン」に基づく取り組みを進め、良好なまちなみ景観の形成が図られるよう景観誘導を図っていきます。	ウ	C
43	「小倉都心地区夜間景観ガイドライン」の取組は、「小倉城竹あかり」など、北九州の魅力発信、シビックプライドの醸成に繋がっていると感じる。	魅力的な夜間景観の形成は、都市イメージの向上や観光分野の経済的効果も期待できることから、引き続き積極的に取り組んでいきます。	ウ	C
44	今後の新築・改築時等にはできるだけ基準が守られ、都心の顔として、地元住民も来訪者も良いまちだと思ってもらえる景観になれば良い。	今後も市民や事業者理解と協力が得られるよう「北九州市景観づくりマスタープラン」に基づく取り組みを進め、良好なまちなみ景観の形成が図られるよう景観誘導を図っていきます。	ウ	C
45	景観形成は時間がかかり、個々の家主や設計者次第のところもある。市民への意識付けに力を入れてほしい。		ウ	C
46	改修により新しくなる折尾駅南側の発展のため、50年後、100年後に、「やってよかった」と実感できるまちづくりを行ってほしい。		ウ	C
47	景観は建物だけではなく、日々の生活や祭りなどの伝統行事といった人の行為により演出される部分もあるため、全体の政策としてもしっかり取り組んでほしい。	ご意見のとおり、景観は、建築物等だけでなく、四季折々の催しや人の営み、地域の歴史文化など、人の感覚で捉えるものを含めて景観と考えています。 魅力的なまちづくりに資するよう、他の施策との連携を図りながら景観施策の推進に取り組んでいきます。	ウ	C
48	福岡銀行北九州営業部は、季節に合わせて、ショーウインドウの飾りつけをしている。(1階にツリーを飾り、夜間にはイルミネーション等) このような素敵な取り組みを広く紹介することで、他にも波及し素敵な景観が溢れる街になって欲しい。	小倉の夜間景観の魅力向上に参加している民間事業者の取組を紹介する「小倉あかり倶楽部通信」の発行等により、民間事業者の取組事例については、今後も積極的に発信していきます。	ウ	C
49	景観形成基準の中に「地域の基調」とあるが、それぞれの地域の基調が共通認識されないと、まちなみとしてよくなならないため、だれもが一定の共通認識できるような仕組等が必要。	地域の良好な景観形成への市民や事業者の積極的な参画が図られるよう、「北九州市景観づくりマスタープラン」に基づく様々な取り組みを行っていきます。	ウ	C

